

騒音に関する環境基準の地域類型の指定

地域			備考
A 類型	B 類型	C 類型	
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	別図のうち、実線で表示した区域

備考

- 1 A 類型、B 類型及び C 類型とは、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の第 1 の表に掲げる類型を示す。
- 2 この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域とは都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号のにより定められた地域をいう。
- 3 別図は、省略し、宜野湾市市民経済部環境対策課に備え置き、閲覧に供する。